

十八 仮名遣の本質と歴史的仮名遣

(昭和十六年四月)

安藤正次

『文学』(昭和十六年四月号)に発表されたもので、歴史的な仮名遣い(安藤のいわゆる復古的仮名遣い)の文字映像が現代人の音声言語と直接提携するものとなりえていないことを述べ、これを音声言語と一体となつたものに改める必要のあることを説いたもの。安藤正次(一八七八~一九五二)は国語学者で、台北帝国大学総長、東洋大学長、国語審議会委員、同会長。

一

わが国における国語・国字問題の多くは、明治初年以来の懸案に属する。その解決を要望する声は、国運の飛躍期ごとに新に高まるを常として、一起一伏、今日に及んでゐるが、解決の前途は、なほ見透しがつかない。しかるに、八紘一字の理想の下に、東亜共榮圏の指導者として、躍進の途上にあるわが国現下の情勢において、こゝにまた、国語・国字問題が、重要な文化的意義を有するものとして、識者の注意する

ところとなり、それが、過去のいづれの時代におけるよりも力強く、朝野を動かす勢を示してゐることは、まことによろこばしい。おもふに、国運の飛躍期ごとに、国語・国字問題に関する論議が一時の盛を極めるやうになるといふことは、畢竟、機運の進展に即応して、旧来の伝統の上に清新な文化を創造しようとする、熱烈な国民的意力の一つのあらはれにほかないものである。国語の旧体制に対する咨嗟の声は、決して、単なる革新を要するがためのものではない。国語に愛着を感じるがために、国語の純正を希ぶがために、国語の伝統を尊重すると共に、国語の発達を庶幾するがために發せられるそれなのである。一部の人々はいふ。それは衆愚の声である。衆愚か衆智か、しばらくこれを論外に措く。われわれは、常に、時を異にして、それが繰返されるのを聞く。われわれは、そこに、咨嗟の誠実性を信ぜざるを得ない。われわれは、そこに、咨嗟の因つて来るところの深いことを思はざるを得ない。智者にもまた惑なしとはいひ難い。智者たるもの、宜しく象牙の塔を出て、野に満つる声を聞くべきである。

しかしながら、一国の言語・文字に関する問題は、軽率な解決に委せられるべきではない。まづ、問題の本質を明らかにし、次いで、慎重な調査と周到な方策とを以てこれに臨まなければならぬことはいうまでもない。この用意において欠

けるところがあれは、かへつて、国語・国字の混乱を來し、悔を千載にのこすことにもならう。国語・国字に関する新体制を要望する動機がいかに國語愛に基づくものであり、また、これを期待する声がいかに野に充ち満ちてゐようとも、その問題の本質が、国語・国字の特性から見て、国民文化の性格から見て、問題としてとりあげるべきものでない場合には、われわれは、断乎これを斥けなければならぬ。

わが国語・国字問題のうちで、過去において、もつともはなばなし論争を展開させて来たのは、仮名遣問題であるといへる。改定論者は、主として、従来の仮名遣は、教育上勞が多くして効が少いといふこと、仮名遣は、要するに、言語表記上の準則に過ぎぬものであるか、或はまた、これが国語の伝統と不可分の関係に立つものであるかといふことである。世の仮名遣を論ずるもの、多くはこの根本を明らかにせず、或は、仮名遣は、單なる言語表記上の変遷とに伴つて、これに改定を加へるのは当然であるといふこと、これらの点に重きをおき、反対論者は、従来の仮名遣が学習上困難であるといふのは、教授法がその宜しきを得ないからである、従来の仮名遣は国民的伝統に基づいてゐる国語の正しい表記の準則である、わが国語はこれによつて国語としての生命を有してゐるのであるから、これを改めるのではなくかといふ確たる論拠もないではないか、便利主義・簡易主義で、国語・国字問題を解決しようとするのはよろしくないと主張する。両者の論争は、二つの平行線上をちがつ

た方向に走行してゐるやうなものである。今、仔細にこれを検討するに、一方では、従来の仮名遣は、教育上勞が多くして効が少いといひ、一方では、それは教授法が宜しくないからであるといふ、かういふのは、畢竟、水掛論に終るに過ぎないから、しばらくこれを高閣に束ねておく方がよいかと思ふが、こゝに一つの注目すべき問題がある。それは仮名遣の本質に関するものである。すなはち、それは、仮名遣といふものが、単なる言語表記上の準則に過ぎぬものであるか、或はまた、これが国語の伝統と不可分の関係に立つものであるかといふことである。世の仮名遣を論ずるもの、多くはこの根本を明らかにせず、或は、仮名遣は、單なる言語表記上の準則に過ぎないから、言語の変遷と共に仮名遣のあらたまるべきのは当然であるといひ、或は、仮名遣は、国語の伝統と不可分のものであり、国語の神聖はこれによつて保たれてゐるものであるから、これをあらためるのは伝統の破壊であるといふ。いづれも、与へられたものとしてこれを取扱ひ、何故にそれが然るかの本質論的検討をゆるかせにしてゐるのは遺憾である。わたくしは、今、「歴史的仮名遣批判」といふ題目の下に一文を徵せられたのを機として、少しきさういふ方面からの批判を試みようと思ふ。

二
仮名遣といふものは、原則的には、言語を仮名で書きあら

はす場合の準則であるといへる。しかし、わが国で普通に仮名遣といはれてゐるのものは、もつと限定された意味をもつてゐる。これを明らかにするためには、まづこゝに、一応音声言語と文字言語との関係を説明しなければならない。

音声言語といふのは、われわれが口にし耳にする、主として音声に依存する言語であり、文字言語といふのは、われわれが筆にし目にする、主として文字に依存する言語である。言語が音声による思想の表現であるといふ点から見れば、音声言語こそは言語の本体であるといへるのであるが、文化社会において、文字の用が発達して来ると、われわれの言語生活は、音声言語と文字言語との一本建^だてとなる。もとより、文字が言語を書きあらはす記号として用ゐられるやうになつた最初の時期にあつては、文字の言語に対する関係は従属的のものであり、文字は一種の記号的存在たるに過ぎないから、文字言語といはれるやうなものは、まだあらはれて來ない。しかるに、音声言語は、元來、口に語られ耳に聞かれる一瞬時の存在をもつものたるに過ぎず、かつ、時・処・人を異にするにしたがつて、発音においても、聴取においても、かならずしも同一であることを期し難いから、われわれは、いかなる符号を用ゐても、如実に一々の音声言語を書きわけることが出来ないのである。もつとも、発音上・聴取上における差異といふものは、それが相互の理解

を妨げぬ程度のものであれば、さしたる問題とはならぬのであるから、これは考慮のほかにおいてよいのであるが、その普通の言語意識に上の程度のものにあつてさへも、これをそのままに書きわけることはむづかしい。まして、文字なるものは、本来、さういふ特殊の意図をもつて案出されたものではないから、文字によつて、音声言語を書きあらはさうとするには、どうしても、或種の妥協的制約の下においてでなければ、その目的を達することが出来ない。仮に例をあげれば、ハの音やナの音について、実際の発音を仔細に聽きると、それにはいろいろの変異のあることが注意されるにしても、大体において、ハの音と聞かれ、ナの音と聞かれるものは、ハといふ文字、ナといふ文字でこれを書きあらはす。そのハの音とナの音との結びついたハナにあつても、この一聯の発音が、時・処・人によつて多少の異なるところがあつても、大体においてハナと聞かれる限り、これをハナと書きあらはす。かういふやうにして、目に見えない音声、一瞬時の存在に過ぎない音声言語が、文字によつて、目に見えるものとなり、恒久的の性質をもつ存在となる。しかもまた、文字による書記の制約が、社会的に固定して来れば、これが、その社会に属する人々の発音意識・言語意識に、著しい影響を与へる。これは、われわれの言語中枢のはたらきが、常に概念・視覚・聴覚・書記・発音のそれぞれの中核と密接な聯閡

をもつて居て、それらの中枢のいづれかに欠陥があれば、その結果が言語障碍症となつてあらはれて来るといふ事実のうちにも見出されるのである。音声言語によつて、或言葉を語り、或言葉を聞く。さういふ場合にも、われわれは、常に文字言語を聯想するのである。文字言語によつて、或言葉を読み、或言葉を書く。さういふ場合にも、われわれは、常に音声言語を聯想するのである。これは一例に過ぎないが、かういふ関係が成立つて來ると、文字言語は、音声言語に対して、対立的地位を占めるものとなる。この対立が平衡を失はない限り、文字言語と音声言語とは、密接な聯閼を保ちながら、相提携して、言語の大道を行く。この場合には、仮名遣といふやうな問題は、發生の余地がないのである。

しかしながら、これを、わが国についてみると、さらでだに、音声言語は変化しやすく、文字言語は固定しがちで、ともすれば両者の平衡が失はれようとするのに、さらにこれに拍車をかけるものがあつた。それは、わが国の文字が、仮名と漢字との二元的であることである。これは、わが國語における文字言語を取扱ふに當つて特に注意を要する点であるに、從来とかく軽視されがちであつたのは、おもふに、西洋の言語学説がそのままにとり入れられてゐたためであるかも知れない。歐米にあつては、文字といへば、アルハベットだけであり、一元的である。故に、文字言語といへば、アル

ハベットで書かれた言語、アルハベットで書かれる言語である。しかるに、わが国にあつては、これが、仮名によるものと、漢字によるものとの二つにわかれる。オヤといふ音声言語に対する文字言語は「おや」でもあり、「親」もある。学習の課程においては、まだ仮名を学び、次に漢字を学ぶことになつてゐるから、やゝもすれば、この関係は誤認され、漢字は第二次的のもののやうに思はれるけれども、普通人の言語生活においては、この両者は、相並んで、われわれの脳裡に、文字映像として刻みつけられてゐるのである。しかのみならず、漢字が夙くからほんど全面的に進出して來た自然の結果として、オヤといふ言葉を語る場合、オヤといふ言葉を聞く場合に、われわれの聯想は、「オヤ」といふ仮名よりは、「親」といふ漢字の方に傾く。これは、漢字が文字言語の主要な地位を占め、文字言語の大部分が漢字言語であるやうになつて來てゐるからである。仮名が主要な地位を占めてゐた時代においては、全面的に、仮名による文字言語すなはち仮名言語が有機的にはたらいてゐた。したがつて、一方では、それが音声言語を統制する力をもち得ると共に、一方では、音声言語との関係において、新たな展開を示してゐた。夙に音便現象が文字言語にあらはれてゐるが如きは、その有機的展開の一例である。もし、かういふ時代が長くつゞいて來たならば、転呼音とよばれるやうな音現象をはじめ、時代によつ

て音声言語の上にあらはれて來たと考へられる、他の変化の種々相もまた、仮名による文字言語にとり入れられる機会をもつことが出来たであらうと思はれるが、前に述べたやうに、漢字が仮名にかはつて、文字言語の主要な地位を占めるやうになつたので、わが文字言語の有機的展開は、著しく跛行的のものとなつたのである。

言語を仮名で書く場合の準則すなはち仮名遣が要求されるやうになつたのは、當時の人々の上に、仮名による文字言語が有機的にはたらかなかつた、換言すれば、當時の人々がはつきりした仮名言語の映像をもち合せてゐなかつたがために、言語を仮名で書く場合にその適従するところを知らなかつたからである。この状態はかなり久しく述べて來たのであらう。下官集のうちに、況且當世之人所_レ書文字之狼藉過_ミ古人之所_ニ用來一心中恨之とあるが、これは、かならずしも定家の時代にはじめて起つた現象ではなかつたのであらう。しかし、これは、仮名言語の有機的展開が夙く停頓した当然の結果にはかならない。有機的展開の停頓が、仮名言語の固定と解体となつてあらはれたのである。仮名言語の多くはすでに過去のものとなつてしまつた。「置く」が「おく」、「八重桜」が「やぐさくら」、「行方」が「ゆくく」、「萩」が「をぎ」と書かれるといふことは、すでに過去の事実として、文献にその形骸を存するに止まり、これらは仮名言語としての現実の生命を

失つてしまつてゐるから、音声言語との有機的聯閼が保たれない。したがつて、「おく」と「をく」「やぐさくら」と「やさざくら」「やゑさくら」「ゆくく」と「ゆくゑ」「ゆくゑ」「をゑ」と「おゑ」のやうな、いろいろのものが書かれるやうになり、仮名言語の体制は、ほとんどくづれて來たのである。かういふ文字の狼藉は、漢字によつて言語を書きあらはす場合には、さして感じられない。それは、用言の活用語尾や助詞などの一部分にあらはれるに過ぎないからである。しかし、仮名文や和歌を書く場合には、これが痛切な問題となつて来る。仮名遣が、さういふ方面の人々によつて、まづとり上げられるやうになつたのは当然である。

定家・親行・行阿等が仮名遣を定めるにあたつて、何に準拠をもとめたかは明らかでないが、少くとも、いはゆる定家仮名遣を独断的のものであると見た從来の説は再検討を要する。山田孝雄博士が説かれてゐるやうに、定家・親行の仮名遣は、主義として古来および当時の用例によつたもの、行阿の増補も古來の慣例に準拠したものであるといふのが、おそらくは、妥当の見解であらう。(国語学史要参照)もしさうであるとすれば、このうちに矛盾や不合理が含まれてゐるにしても、それは、「標準としたものが正しくなかつたといふ点」に帰せられるのであつて、いはゆる定家仮名遣もまた、根本の主義においては、後のいはゆる歴史的仮名遣のそれと一致す

るものがあるといふことが出来る。要するにこの種の仮名遣は、漢字言語の勢力に圧倒されて、その有機的展開が停頓した旧来の仮名言語の復活を目指したものにはほかならない。

いはゆる定家仮名遣は、どれだけの範囲において旧来の仮名言語を復活せしめ得たかといふに、それは和歌・和文・連歌・俳諧といふやうな限られた分野に止まつてゐたのである。国民一般の実際生活は、これに与らない。音声言語と漢字言語との間にはぐくまれて発達すべき筈の、新時代に即応する新しい仮名言語は、なほ胎生期にあり、したがつて、一般社会人は、仮名で言語を書きあらはすべき準拠を自己のうちに見出しえなかつたのである。この状態は、いはゆる歴史的仮名遣が勢力を得るやうになつた時代においても同様であった。

三

いはゆる歴史的仮名遣は、契沖にはじまりその後の国学者によつて大成せられた、言語を仮名で書く場合の準則であるが、その歴史的といはれる所以は、この仮名遣の準拠が、国語の歴史的事実のうちに存して いるといふ意味からである。しかし、実は、この仮名遣は、その準拠を、国語の歴史のうちの、或時期における仮名言語にもとめたものであり、わたくしをしていはしめれば、これは、過去の或時期における仮名言語の復活を意味するものであるから、歴史的といふ

よりは、復古的仮名遣といふ方が、その実にかなふのである。この意味において、以下、わたくしは、復古的仮名遣の名称を用ゐることにする。

前に述べたやうに、世に定家仮名遣といはれるものは、その準拠をもとめるに、古来の慣例に重きをおいたが、また当時の用例をも参照したのであるから、この方がむしろ歴史的の名にふさはしい。しかし、それはともかくも、この仮名遣にあつては、その主たる準拠となつた古来の慣例なるものが、比較的新しい時代のものであるらしく、したがつて、その準拠は、必ずしも、万葉・古今などのそれと一致しない。定家当時の用例によつて決定された準拠が、古格にたがふところのあることはいふまでもない。それを是正する意味において、国学者によつて考定されたのが復古仮名遣である。復古仮名遣の準拠その他については、今特にこれを詳述するを見ないが、この復古仮名遣の研究が奈良朝および平安朝初期の人々のもつてゐた仮名言語の意識を仔細に闡明した功績はまことに多大である。しかし、後代人が、何故に、この仮名遣を遵奉しなければならぬかといふ理論に至つては、これら研究者の説くところ、いづれもわれわれを首肯せしめるに足りない。多くはこれ、その尚古思想に基づいたものに過ぎないからである。古代の国語は純正であつたが、後代の国語は猥雑である。古代の言葉づかひは雅やかであつたが、後

世の言葉づかひは訛つてゐる。古の世にあつては、言文一途、仮名遣が正しかつたが、後の世になつては、言文二途にわかれ、仮名遣が乱れて來た。われわれは、純正雅馴な古の時代に理想をおき、言文のわかれなかつた時代の正しい仮名遣を規範としなければならぬ。かういふのが、その説くところであつた。しかし、これらの所説は、擬古文学に关心をもつ人々、古代人と同様な言語生活を営もうとする人々に対しても、のみいはれるべきことである。言文一途の時代に仮名遣が正しかつたのは、音声言語と仮名言語との密接な提携が保たれてゐたために、仮名言語が十分にその有機的機能を發揮したからであることは、前に説いた通りである。言文がわかれた時代に仮名遣が乱れはじめたのは、仮名言語の有機的展開が停頓したためであることも、前に述べた通りである。しかるに、単に仮名遣の事実のみによつて、これを古に復さうとするのは、いはゆる転日回天を期するが如き類である。

現代において復古的仮名遣を主張する論者の多くは、この仮名遣は伝統的のものであるから、これを改めるのは、伝統を破壊する、ゆゝしき大事であると説く。いかにも、現代のわれわれが、現に「扇」・「顔」・「声」・「候」などの音声言語に對して、「あふぎ」・「かほ」・「ふゑ」・「さふらふ」といふ仮名言語の文字映像をもつてゐるのならば、これを改めるのは、伝統の破壊といふことにもなる。しかし、国民の多くは、

これらの言葉が仮名で書かれる場合に、「扇」が「あふぎ」・「おうぎ」の「う」が「おう」とも、「候」が「もうらう」・「もうろふ」・「そうちらう」・「そうちらう」の「う」が「う」とも、あって注意しない。無論、復古的仮名遣もよくわざまへてゐる時には、たゞちにその注意を惹く。かういふ現象は、現代のわが国民の多くが、仮名言語を明確に把握してゐないことを事実において証明してゐるといへる。わたくしは、むしろこれこそは伝統の頽廃であり、わが国語の発達のために憂ふべきことであると考へてゐる。この欠陥は、仮名言語における新体制の樹立によつてのみ匡救し得られる。仮名言語における新体制の樹立といふのは、仮名によつて国語を書きあらはす、新しい準則すなはち新仮名遣を設定し、仮名言語をして音声言語と表裏一体たらしめ、今まで漢字言語によつて圧倒されて來た仮名言語の勢力を挽回し、その有機的展開を可能ならしめるることを意味する。何故に復古的仮名遣が現代の準則たり得ないかといふに、それは、言文が二途にわかれで以來、音声言語との遊離すでに久しく、したがつて、それによる仮名言語は、容易に現代の音声言語と表裏一体たり得ないからである。この点から見て、わたくしは、國語の将来のためにも、過去のものはこれを過去のものたらしめ、新しい時代に即応する体制の樹立をはかるのが、眞の意味における伝

統の尊重であり、伝統の創造性を發揮する所以であらうと考へる。いふまでもなく、この新しい準則なるものも、古来の慣例を無視して制定されるべきではない。それは、国語の性格に適応し、国語の歴史に依存するものでなければならぬからである。その意味において、新仮名遣の制定は、旧仮名遣の改定であるともいへる。

世には、かくの如き新仮名遣の制定を、欧米における綴字法の改善と対比して論じようとする人がある。これは、わが復古的仮名遣の性質の誤解に本づく謬見である。復古的仮名遣にあつては、過去の時代における文字言語がその背景となつてゐるのである。しかるに、欧米の綴字法は現行のものである。仮に或論者のいふが如く、それが教育上に強制され、

それが部分的ながらも実際に襲用されてゐるといふ意味において、復古的仮名遣を現行のものであると見るにしても、復古的仮名遣と欧米の綴字法とは、音声言語との聯想関係において、大に趣を異にするものがある。わが国民の大多数は、概して、音声言語との仮名遣による文字言語とを直接に聯想しない。これは、日常の文書には、漢字が多くこれに代つて用ゐられてゐるからであり、また、仮名書きの古典的字形は、日夕親しみ馴れてゐるものではないからである。しかるに、英語の knight 仏語の temps の如きは、實際の発音とは異なる書きあらはし方ではあるが、これが、それらの言葉

を書きあらはす現行の唯一の綴字法であり、また日夕親しみ馴れてゐる唯一の字形であるから、欧米においては、音声言語と現行の綴字法による文字言語との聯想は直接的である。したがつて、欧米においては、綴字法にたとへ不合理の点があるにしても、これを改めるといふことは、せつかく緊密な聯関をもつてゐる音声言語と文字言語との表裏一体感を打破することになる。綴字法改善運動が欧米において容易に成功しないのは、これが伝統の破壊として斥けられるからであるが、これを伝統の破壊として斥ける所以も首肯せられる。しかし、彼此趣を異にするところ、大体かくの如くであるから、彼において首肯せられる点が、此においてまた然りとはいひ難い。

昭和十六年三月稿